

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月及び平成元年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 3 月
② 平成元年 3 月

私は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の国民年金保険料の納付に関する記憶は不鮮明であるが、私の父が死亡した昭和 54 年から父の家業を継いで以来、今日まで業績が特に悪くなったことは一度も無く、保険料やそのほかの税金等支払うべきものは今まで滞りなく納付しており、申立期間当時も今よりは景気が良く、売上げも多かったことから、申し立てた 2 か月間のみが未納とされているのは全く理由が分からず納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和 52 年 11 月から、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料を全て納付している上、平成 21 年 4 月からは前納制度を利用しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人並びに申立期間①及び②当時同居し、一緒に仕事をしていた申立人の母の申立期間①前後及び②前後の各期間の毎月の保険料は、ほぼ毎回、定期的に納付期限内に納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②はそれぞれ 1 か月と短期間である上、申立人は、申立期間①及び②当時は家業が軌道に乗り、売上げも多かったと述べていることから、申立期間①及び②当時は経済的余裕があったことがうかがえ、申立期間①及び②前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないことを踏まえると、申立期間①及び②についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、20歳になったら国民年金に加入する義務があると思っていたので、20歳になってすぐ、父にA区役所かB（地名）の駅付近にあった出張所に連れて行ってもらい、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、同区役所又は同出張所で納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②を除き、60歳まで長期間にわたり国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さが認められる。

また、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和47年7月頃から同年9月頃までに行われたと推認できるところ、申立期間①は加入当初の期間であり、加入手続を行いながら、その当初から保険料を未納にするとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時は、申立人の両親と3人でA区Cに住んでいたと述べており、申立人の両親は申立期間①及び②の保険料は納付済みである上、申立人は申立期間②前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間①及び②は合計しても21か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立期間①及び②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月

私は、会社を辞めた後、平成3年1月下旬頃に国民健康保険に加入するため、A市B区C（施設）へ行き、国民健康保険の加入手続を行った。その際、市の職員から、国民年金に加入しないと未納期間が発生すると言われたので、その場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付したはずなのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、D社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の被保険者の資格記録等から、申立人は平成3年1月頃から同年2月頃までに国民年金の加入手続を行ったと推認されることから、加入時期は申立人の申述とおおむね一致する。

また、申立人が加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとするA市B区C（施設）では、国民年金の加入手続及び保険料の収納業務を取り扱っていたことが確認できる上、このほかに申立人が申述する国民年金に加入するに至った経緯、申立期間に係る保険料の納付方法及び納付金額は具体的であり、これらの申述内容に不自然な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年10月5日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについて、申立期間のうち、19年8月1日から同年10月1日までについては、同日後に判明した厚生年金保険料控除額から、当該あっせんによらず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月1日から19年10月1日まで
② 平成19年8月31日

A社における平成18年5月から19年9月までの標準報酬月額について、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額の記録が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と比べて低くなっているため、訂正してほしい。

また、平成19年8月に支給された賞与について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録となっていないが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、12万6,000円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月18日に、18年5月から同年7月までは17万円、同年8月から19年8月までは22万円、同年9月は24万円に、それぞれ訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、

当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっているところ、申立期間①のうち、19年8月1日から同年10月1日までについては、事業主により給与から標準報酬月額15万円に基づく保険料が控除されていたと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、22年10月5日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、平成19年8月1日から同年10月1日までについては、給与明細書により、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが判明したことから、申立人の同年8月及び同年9月に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人の平成19年8月及び同年9月について誤った報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年1月25日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に判明した事実により、当該あっせんによらず、申立期間のうち、19年10月1日から20年1月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、厚生年金保険法第75条本文の規定に基づく標準報酬月額（26万円）の記録を取り消し、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、総務大臣から平成23年1月25日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、あっせんの根拠となる法律の適用関係について厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、申立期間のうち、20年4月1日から同年10月1日までの期間における標準報酬月額に係る記録を厚生年金保険法の規定に基づき、26万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成20年8月8日における標準賞与額に係る記録を厚生年金保険法の規定に基づき、20万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年5月1日から20年10月1日まで
② 平成19年8月8日
③ 平成19年12月18日
④ 平成20年8月8日

A社における申立期間①の標準報酬月額について、年金額の基礎となる標準報酬月額の記録が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見

合う標準報酬月額と比べて低くなっているため、訂正してほしい。

また、申立期間②、③及び④の標準賞与額について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録となっていないが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における標準報酬月額については、オンライン記録によれば、当初、12万6,000円と記録され、申立期間①に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年11月5日に、18年5月から同年8月までは26万円、同年9月から19年8月までは24万円、同年9月から20年9月までは26万円に、それぞれ訂正されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっているところ、給与明細書により、申立期間①のうち、19年10月から同年12月までの標準報酬月額については、報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づく23年1月25日付けで行われている総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんの対象とはされなかったところである。

しかしながら、その後、平成19年12月及び20年1月の給与明細書に記載されている社会保険料調整額について検証したところ、当該調整額は、当該期間の標準報酬月額を、その前後の期間に係る厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額（24万円）と同額であったと仮定して算出した社会保険料額と、19年10月から同年12月までの給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額（12万6,000円）に基づく社会保険料控除額との差額と一致することから判断すると、当該調整額は、同年10月から同年12月までの社会保険料調整額であった旨推認できることが判明した。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書により確認又は推認できる保険料控除額から、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の当該期間について誤った報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については過少な金額の納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月

額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、i) 申立期間①のうち、平成20年4月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係る保険料を給与から控除されていたこと、ii) 申立期間④に係る標準賞与額について、申立人は、当該期間に係る保険料を賞与から控除されていたこと、iii) 事業主は、これらの期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、23年1月25日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

ところで、本件を含む厚生年金事案であって申立期間に厚生年金保険料の徴収権の消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する厚生年金保険法と厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)の適用について、厚生労働省から、特例的に、当該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という見解が示され、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

しかしながら、前回なされたあっせんについては、その審議において、厚生労働省の見解に基づく上述の厚生年金保険法と特例法の適用を前提とした標準報酬月額及び標準賞与額の検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて厚生労働省の見解に基づく厚生年金保険法と特例法の適用により、当該事案を再審議した結果、申立期間①のうち、平成20年4月1日から同年10月1日までの期間及び申立期間④については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

また、申立期間①のうち、平成20年4月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主から提出された賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できるとともに、申立期間④に係る標準賞与額については、同賃金台帳により、20万2,000円に相当する賞与額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立期間①のうち、平成20年4月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を26万円に、申立期間④に係る標準賞与額を20万2,000円に訂正することが必要である。

千葉厚生年金 事案 4701

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年4月3日まで
私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が24万円から11万8,000円に訂正されていることに納得できないので、調査して、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成9年11月から10年3月までは24万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年4月28日の後の同年5月19日付けで、9年11月1日に遡及して11万8,000円に引き下げる処理がなされていることが確認できる。

また、当該事業所の商業登記簿謄本によると、申立人は役員ではなかったことが確認できる上、オンライン記録により、申立人は遡及訂正処理が行われた平成10年5月19日の時点では、別の事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、当該標準報酬月額の遡及訂正に関与していないと認められる。

さらに、社会保険事務所の不納欠損決議書によると、A社において、社会保険料等の滞納があったことが確認できる上、申立人のほかに複数の厚生年金保険被保険者が平成10年5月19日付けで、遡及して標準報酬月額を引き下げる処理がなされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年2月1日から同年3月1日までの期間、15年4月1日から同年6月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間及び16年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を14年2月は38万円、15年4月及び同年5月は36万円、同年8月は24万円、16年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年2月1日から20年11月1日まで

私は、A社に昭和52年1月16日から平成20年10月末日まで勤務したが、14年2月から退職するまでの給与は30万円から40万円をもらっていたのに、厚生年金保険の標準報酬月額が22万円から26万円として記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人

から提出されたA社の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から、申立期間のうち、平成14年2月は38万円、15年4月及び同年5月は36万円、同年8月は24万円、16年8月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は当該期間に係る保険料を誤って控除したことを認めていることから、事業主は、当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年3月1日から15年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から16年8月1日までの期間、同年9月1日から18年12月1日までの期間、19年1月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、20年3月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間については、上記給与明細書等により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、給与明細書が提出されていない平成15年2月1日から同年3月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、18年12月1日から19年1月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から20年3月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間については、保険料の控除額及び報酬月額が特定できないことから判断できない。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成元年6月から同年9月までは19万円、同年10月から2年9月までは20万円、同年10月は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から2年11月30日まで

私は、A社に勤務していたが、平成元年6月1日から2年11月30日まで月額27万円ぐらいの給与があったのに、標準報酬月額が、本人の知らないうちに引き下げられているので、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成元年6月から同年9月までは19万円、同年10月から2年9月までは20万円、同年10月は30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月30日の後の3年2月28日付けで、元年10月1日及び2年10月1日の定時決定を取り消し、元年6月1日の資格取得時に遡って標準報酬月額が8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所の元事業主を含む元同僚10人についても、平成3年2月28日付けで、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、元事業主は、「申立期間当時、社会保険料を滞納しており、滞納額を減らすために自分が標準報酬月額の減額処理の手続を行った。」と回答している。

なお、当該事業所の商業登記簿謄本により、申立人はB（役職）であったことが確認できるが、元事業主は、「社員の給与は、自分が全て一人で

管理していた。申立人は、C（業務）が主な業務であり、経理の詳細は知らない。」と回答している上、複数の元同僚も、「給与関係は社長が一人で行っており、申立人は、社長に言われたとおり事務処理していた。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成元年6月から同年9月までは19万円、同年10月から2年9月までは20万円、同年10月は30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成8年7月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年6月の標準報酬月額については、28万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年7月1日から同年9月11日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月30日から同年7月1日まで
② 平成8年7月1日から同年9月11日まで

私は、平成7年7月から9年11月末日まで、A社及びB社に勤務していた。当該期間中に、社名変更があっただけで退職した意識は無い。

その間、継続して勤務していたにもかかわらず、平成8年6月30日から同年7月1日までの期間はA社、同年7月1日から同年9月11日までの期間はB社の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から、申立人が、申立期間①において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成8年6月30日に厚生年金

保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、同年7月1日に資格を喪失した旨の記録を同年6月30日に遡って訂正されている者がおり、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成8年7月1日と認められる。

また、平成8年6月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年5月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、複数の元同僚の供述、元同僚が提出した給料支払明細書、源泉徴収票及び申立期間②当時、給与支払に關与していた役員の供述により、申立人は、申立期間②においてB社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、複数の元同僚の給料支払明細書等から確認できる厚生年金保険料の控除額が、申立期間②において同額となっていることにより、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得時（平成8年9月11日）のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、B社は、平成8年9月11日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②においては適用事業所となっていないが、商業登記簿謄本によれば、同社は同年6月18日に会社設立の登記がされていることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間②において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月30日から同年7月15日まで

私は、昭和36年4月から平成8年5月まで、A社に継続して勤務していた。この間、昭和38年6月末日まで同社C支店に勤め、同年7月1日から同社D支店に勤務したと記憶している。

日本年金機構から送付された私の年金記録では、申立期間が厚生年金保険に加入していないことになっているが、この間も継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る勤務証明書及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和38年7月1日に同社C支店から同社D支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和38年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年4月までの期間及び同年6月から6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年11月から5年4月まで
② 平成5年6月から6年1月まで

私の国民年金については、私が専門学校を卒業した20歳のときに、母が加入手続を行ったと聞いている。申立期間の国民年金保険料は、督促状が郵送されてきたので、A区役所の窓口で未納分をまとめて納付したはずであり、未納になっているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「督促状が郵送されたので、A区役所の窓口で、申立期間①及び②の国民年金保険料を、それぞれ10万円ぐらいずつ納付した。」と申述している。

しかし、当時の保険料は、申立期間①は5万9,000円、申立期間②は8万4,000円であり、申立人の主張する保険料と相違している上、オンライン記録によると、申立期間①及び②の間の平成5年5月の保険料は7年6月30日に過年度納付され、申立期間②直後の6年2月から同年6月までの保険料は8年3月から同年7月までの各月に過年度納付されていることが確認でき、これら各1か月分の保険料の納付時期は、いずれもA区からB区に転居した後であることを踏まえると、申立人が申立期間①及び②の保険料をそれぞれA区役所の窓口で納付したとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成6年4月に不在者扱いとなり、A区からB区に転居する7年4月に不在判明と記録されている上、申立人の所持する年金手帳には、初めて国民年金の加入手続を行ったC市の住所及び同市における国民年金の被保険者記録以外に記載は無く、申立

人は、「転居の際に年金手帳の住所変更手続きを行ったことは一度も無い。」と申述している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の保険料の納付状況の記憶が明確ではない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4317（事案 3235、3661 及び 4124 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年1月まで

私は、社会保険事務所（当時）から申立期間の国民年金保険料の納付を電話で促され、私の母が未納となっていた全ての期間の保険料を納付したはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回までの審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人及びその母は、国民年金保険料を納付したのは1回だけであると申述しているところ、オンライン記録によると、申立期間直前の平成10年10月から12年3月までの保険料（合計金額23万9,400円）を同年8月25日に一括して過年度納付したことが確認できることから、申立人及びその母の一括納付に関する記憶は、当該期間に関するものである可能性が考えられること、ii) オンライン記録によると、申立期間直後の14年2月及び同年3月分の保険料を16年3月22日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、23年2月2日、同年7月6日及び24年2月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回までの審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されておらず、当初の申立てと同趣旨の主張であり、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4318 (事案 2310 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの期間、41年7月から44年2月までの期間、49年12月及び平成6年8月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和41年7月から44年2月まで
③ 昭和49年12月
④ 平成6年8月から7年3月まで

私は、具体的なことはほとんど覚えていないが、申立期間の国民年金保険料は納付していたはずであり、これを認めないとする前回の審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号(夫婦連番)の払出日及び申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和41年4月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、特殊台帳の記録から35年10月1日に遡って国民年金被保険者資格を強制で取得していることが確認できること、ii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情はうかがえないこと、iii) 申立期間①については、申立人が加入手続を行った41年4月の時点で、申立期間①のうち、38年12月以前の国民年金保険料は、時効により納付できない上、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその妻も申立期間①は未納となっていること、iv) 申立期間②については、保険料を納付していたことを裏付ける具体的な供述は無く、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその妻も申立期間②は未納であること、v) 申立期間③については、オンライン記録により、申立人の厚

生年金保険加入期間が判明したことに伴い、平成7年10月6日に記録が追加されたもので、記録が追加される以前は、国民年金に未加入の期間で、保険料を納付することはできない期間であること、vi)申立期間④については、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその妻は、オンラインの記録より、8年8月5日に過年度納付していることが確認できるところ、同時点で申立人は60歳を過ぎていて、既に、年金受給権を確保しており、申立人の妻と一緒に保険料を過年度納付しなければならない事情は見当たらないこと、vii)申立期間①から④までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①から④までの保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、22年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4319（事案 3683 及び 4047 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 63 年 6 月までの期間、平成 2 年 6 月、3 年 7 月から同年 10 月までの期間及び 5 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 7 月から 63 年 6 月まで
② 平成 2 年 6 月
③ 平成 3 年 7 月から同年 10 月まで
④ 平成 5 年 1 月

私は、平成 2 年 6 月頃に A 市役所 B 出張所で国民年金の加入手続を行い、その際、窓口の職員から過去の国民年金保険料を遡って納付できることを聞き、昭和 61 年 7 月からの 2 年分の保険料を納付した。また、それ以降の保険料も共済組合又は厚生年金保険からの切替手続を行い納付しているはずであり、申立期間の保険料の納付を認めないとする前回及び前々回の審議結果に納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までに係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の記号「C」は、D 社会保険事務所（当時）が平成 4 年 12 月から同社会保険事務所管内の市町村に払い出していた記号であり、申立人が国民年金の加入手続を行ったと主張する 2 年 6 月時点において、同社会保険事務所が払い出していた記号は「E」であることから、申立人が同年 6 月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難いこと、ii) 申立人の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、同社会保険事務所から 7 年 1 月 9 日に A 市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の第 3 号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続は同年 4 月頃に行われたと推認でき、加入時点において、申立期間①から④までの国民年金保険料は時効により納付することができないこと、iii) オンライン

システムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、23年7月13日及び同年12月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間①から④までの保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料や情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から50年3月まで

私は、15歳のときからA（都道府県）へ出て、昼はB（職種）の仕事をして、夜は学校に通っていた。父から、国民年金の加入義務について言われていたので、申立期間の国民年金保険料も納付したはずであるのに、未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票によると、申立人は、申立期間当時、C区に居住していたことが確認できるが、国民年金手帳に記載されている最初の住所は、A（都道府県）D市であり、戸籍の附票に記載されている申立人のD市に住所を定めた日は、申立人の国民年金手帳記号番号より一つ後の任意加入者の資格取得日と同日の昭和50年6月28日であることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和50年4月から61年3月までの国民年金保険料について、現年度で納付していることが確認できるところ、過年度納付書が発行された形跡は見当たらず、申立人は、加入手続、納付金額、納付場所等についての記憶が定かでなく、過年度納付した記憶についても覚えていないとしており、当時の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、C区において、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から13年3月まで

私は、国民年金保険料については、20歳になったときから継続して母に免除及び学生納付特例の申請手続きを行ってもらっており、申立期間が未納とされていることは納得できない。調査して、保険料免除期間として納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料については、20歳になったときから継続して申立人の母に免除及び学生納付特例の申請手続きを行ってもらっていたと主張しているが、住民票において、申立人は平成9年7月14日に単身でA県B市からC県D市に転入の届出を行っていることが確認できる上、申立人の母は、「申立期間の免除及び学生納付特例の申請手続きは息子が行っていたと思う。」と述べており、申立期間における免除及び学生納付特例の申請手続きに関与していないことがうかがえる。

また、申立人は、「申立期間における免除及び学生納付特例の申請手続きを自分で行ったかどうかは不明である。」と述べており、当該申請手続きに係る記憶が明確でないことから、当該申請手続きの具体的な状況は不明である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成等、事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は

少ないものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間において免除及び学生納付特例の申請書を提出したこと、並びに免除及び学生納付特例の承認を受けたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除及び学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできず、また、申立期間のうち、同年4月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月

私は、平成3年7月に会社を退職した際に、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、後日、申立期間の国民年金保険料を納付したと記憶している。申立期間が未納とされていることは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年7月に会社を退職した際に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、6年10月12日に社会保険事務所（当時）からA市（当時）に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認できる上、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿には、年金手帳の交付日が7年2月9日と記載されており、この時点において、申立人は加入手続を行ったものと推認できることから、申立人の主張と相違する。

また、オンライン記録によると、申立期間は、平成8年7月10日に申立人の厚生年金保険の被保険者資格記録に基づき、国民年金の被保険者資格記録を追加処理したことにより生じた国民年金の未納期間であることが確認でき、記録が追加されるまでは国民年金に未加入の期間であったことがうかがえる上、記録が追加された時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年1月1日から6年6月1日までについて、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年11月21日から同年12月までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から6年6月1日まで
② 平成6年11月21日から同年12月まで

私は、昭和61年からA社に勤務していたが、その勤務期間のうち平成5年1月から6年5月までの標準報酬月額が実際の給料より低い8万円に下げられている。また、私は、同年12月頃まで勤務していたのに厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年11月21日になっていることに納得がいかない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、平成6年4月26日付けで、5年1月1日に遡って8万円に引き下げられ、当該標準報酬月額は6年5月まで継続していることが確認できる上、申立人は、「平成4年以後はB社に出向していたので、A社の経理業務には関わっておらず、事業主が勝手に行ったと思う。」と供述している。

しかし、A社の元事業主、元役員及び申立人が氏名を挙げた元同僚2名に照会文書を送付したが、回答が無く、調査の協力を得られないことから、申立人がA社の経理業務に関与していなかったという具体的な証言を得ることができない。

また、申立人は、「A社の経営状態は非常に厳しかったと思う。また、

社会保険料についても従業員からは徴収していたが、会社負担分のお金が無かったので、滞納していたと思う。」と供述しているところ、申立期間①において、A社、出向先事業所であったB社及び申立人が役員であった事業所の3社の35名の元同僚に確認したところ、複数の元同僚が、「当時、3社の社会保険事務はA社において、事業主、C（役職）の申立人及び経理担当者が行っていた。」と証言していることから、A社が社会保険事務所（当時）に提出した書類の内容を申立人が認識していなかったとは考え難い。

これらの事情等を含めて総合的に判断すると、A社において事業主及び取締役のいずれでもなかったものの、経理事務の執行に当たっていた申立人が、自らを含む標準報酬月額の特減処理を職務上認識しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は平成6年12月までA社に勤務していたと主張しているが、雇用保険の加入記録では、申立人は当該事業所を同年11月20日に離職していることが確認でき、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合している。

また、雇用保険支給台帳全記録により、申立人は、平成6年11月22日にハローワークにおいて求職の申込みを行い、同日に受給資格決定され、雇用保険の待期期間満了後の同年11月29日から基本手当が支給されていることが確認できることから、申立人は当該基本手当の受給を認めていることから、申立人が申立期間②において引き続き当該事業所に勤務していたとは考え難い。

さらに、当該事業所の元事業主、元役員に照会文書を送付したが、回答が無く、調査の協力を得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 61 年 5 月まで

私は、A社に昭和 58 年 5 月から 61 年 5 月まで B（業務）の C（職種）として勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び申立人から提出された社員旅行時の写真から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元事業主は、「申立期間当時の会社の資料は一切無いため、当時の事情は分からない。」と回答している上、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「事務関係の社員については、ほぼ全員社会保険に加入させていたと思うが、C（職種）については、分からない。C（職種）が社長とどういう取り決めをして入社したかは私には分からない。私は、各営業所から提出されてきた社会保険の加入手続を行っていただけである。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立人が元同僚として氏名を挙げたC（職種）3名については、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない上、このうちの1名は、申立人の申立期間において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、当該事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月 1 日から 13 年 3 月 16 日まで
私が、A社に勤務した期間のうち、平成 11 年 8 月から 13 年 2 月までの厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低額となっているので、調査して申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、平成 11 年 8 月から 13 年 2 月までの標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、申立人から提出された平成 13 年度市民税・県民税明細書に記載されている社会保険料額は、オンライン記録で確認できる申立人の当該事業所に係る標準報酬月額から算出した社会保険料額とおおむね一致している。

また、A社の元事業主は、「会社は倒産し、関係書類は散逸しており、当時の担当者とも連絡は取れないため不明。」と回答しており、申立期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録の申立期間に係る標準報酬月額は、遡及訂正等不適切な処理が行われている形跡は認められない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4709

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から同年10月1日まで

私は、平成6年4月1日から同年9月末日までA社（現在は、B社が承継）に勤務したが、同年9月が厚生年金保険の未加入期間になっている。調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、平成6年4月1日に資格取得、同年8月31日に離職しており、オンライン記録における申立人の厚生年金保険被保険者記録と符合する。

また、申立人から提出された当該事業所発行の平成6年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料の金額は、オンライン記録において、申立人の当該事業所に係る被保険者期間の標準報酬月額から算出される社会保険料の合計額とほぼ一致することから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていなかったものと推認できる。

さらに、B社は、「人事情報に該当者（申立人）の記録は無く不明」と回答している。

加えて、オンライン記録において、申立人は平成6年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、同年9月12日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4710（事案 2579 及び 4328 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 24 日から 34 年 4 月 2 日まで
私は、今まで二度の申立てについて認められない旨の通知を受けたが、当時は出産のため入院しており、脱退手当金を受け取ることはできない状態であった。今回、A社（現在は、B社）を出産のため昭和 34 年 4 月 2 日に退職した旨が記載された書類を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する24人のうち、申立人を含む19人が脱退手当金を支給されたことになっており、うち申立人を含む15人は資格喪失後4か月以内に、4人は9か月以内にそれぞれ支給決定されていること、ii) 当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても脱退手当金を受給したと考えるのが自然であること、iii) 支給額に計算上の誤りは無く、同被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、「脱退手当金が支給決定された昭和34年6月当時は出産のため入院しており、脱退手当金を受け取ることができない状態だったので納得できない。」と主張し再度申立てを行ったが、戸籍謄本における子供の生年月日は、申立人の供述とは異なる35年*月*日とな

っており、この主張は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成24年1月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B社が保管する申立人に係る被保険者資格喪失確認通知書を新たな事情を示すものとして提出し、「昭和34年4月2日に出産を理由に退職し脱退手当金支給決定日（同年6月3日）には出産のため入院しており、戸籍謄本の内容訂正をC（機関）に申請中である。」として再度申立てを行っているが、さきの申立ての審議においても当該資格喪失確認通知書を考慮した審議は行われている。

また、仮に当該支給決定日当時、入院中であったとしても、脱退手当金の受領は、社会保険事務所（当時）において直接現金で受領する以外に、社会保険事務所が指定した銀行又は郵便局において、支給決定日から1年以内に受領が可能であったことから、今回の申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めがたく、申立人は、申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで
② 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 4 月から平成 8 年 11 月まで A 事業所（現在は、B 事業所が承継）に勤務していたが、毎年 4 月に定期昇給があり、年収が前年を下回ることにはなかった。申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、前後の期間より低く記録されているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、B 事業所は、「申立期間当時の関係資料は保存しておらず不明。」と回答しており、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額は、いずれも定時決定における標準報酬月額が直前の随時改定の標準報酬月額より低く記録されているが、申立人と同じ昭和 34 年 4 月 1 日に資格取得した同年代男性の元同僚を調査したところ、4 名中 2 名が申立期間において申立人と同様に低額に改定されていることから、申立人のみが特殊な取扱いをされていたという事情は見当たらない。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額とオンライン記録は一致しており、昭和 44 年 6 月 1 日以降については、オンライン記録が厚生年金基金の標準報酬月額とも一致している上、

申立人の申立期間において、標準報酬月額に係る遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。